

第 18 回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和 5 年 8 月 4 日 (金) 午後 2 時 00 分～
2. 会 場 黒潮町役場本庁 3 階 中会議室
3. 出席委員 **【農業委員】**
3 番 江口千寿、4 番 山下理恵 5 番 濱口佳史、6 番 金子俊博
7 番 橋田美和、8 番 伊芸精一、9 番 松本昌子、10 番 垣谷征志
11 番 酒井幸男、12 番 福留康弘、
【推進委員】
1 番 大石正幸、2 番 弘瀬正彦、5 番 小橋誠一
4. 欠席委員 **【農業委員】** 1 番 小谷健児、2 番 野坂賢思、13 番 ハジィフ泉、
【推進委員】 3 番 若藤陽介、4 番 宮川建作、6 番 尾崎澄夫
5. 議事日程
 - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - (2) 各議案の審議
議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請 (農業委員会会長許可) について (2 件)
議案第 2 号 形状変更届について (1 件)
議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利
用集積計画の決定について
 - (3) その他の討議・報告事項について

○その他

議長 今日欠席者〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんで6名の欠席ということですが、委員の欠席者は3名ですので会のほうは成立しております。それで今日の議事録の署名にも、〇〇君と〇〇さんをお願いしたいと思います。それでは、早速、議事に入りたいと思います。議案第1号、産業工場新設、1番から、事務局のほうから説明おねがいします。

事務局 はい。失礼いたします。ページめくっていただいて1ページ目の一覧表の議案第1号、農地法第3条、耕作目的による農地の権利移動の規定による許可申請、2件のうち番号1番のほうから、進めさせていただきます。1番、譲渡人、〇〇、〇〇さん、譲受人が、〇〇の〇〇さんです。申請地は、〇〇で、地目は畑となっております。面積は130㎡で、申請につきましては許可があり次第、売買で行う予定となっております。資料につきましては2ページからとなっております。2ページのほうが、航空写真で、赤で囲っているあたりが、申請地となっております。3ページ目が、地図、位置図となっております。4ページ目が拡大写真で47の6番地を赤で囲っております。5ページ目が、公図になります。6ページ目が現況写真となっております。ちょっと手前が切れて斜めになってますが、四角い畑の形をしております。7ページ目の調査書のほうを読み上げさせていただきます。譲受人、〇〇さん、それから、譲渡人が、〇〇さんで、第1号としましては、申請地は、譲受人の居住する家に隣接しており、利便性も高く、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。今後その農作業の従事者としては、御本人さんが予定されております。所有されている機械としましてはトラクターと管理機があります。それから今こちらの項目としては該当いたしません。2号3号につきましても適用がなく該当はありません。4号につきましては、譲受人は、農作業を行う必要がある日数については、農作業に従事する300日の農作業従事日数を見込まれております。項目としては該当しないということになっております。5号につきましても該当はありません。6号の地域調和につきましては、所有権移転後につきましては、季節野菜をつくる予定とのことです。またそれによって周辺農地への影響はありません。

事務局からの説明については以上となります。

議長

はい。

今、事務局からの説明がありました。

担当委員は私でございます、3日、4日前ぐらいですか、〇〇君のところに行きまして、現地を確認しました。

それで〇〇くんの住居のすぐ隣です、もうそれこそほとんどもうひついた土地でございます。この、6ページの赤で囲んだ印以外に、手前にちょっとだけまた別の人の土地がありますが、そこも申請をしておるといってございまして、登記の関係で、ちょっとまだ司法書士のほうから、まだ来てないということで、今回この一筆だけですが、いずれは手前のほうも、言うてもらいたいと。

いってございまして、何をするかと聞きましたら、家の隣でもあるし、野菜でも作ろうかのうとてました。

そしたら3年3作いうあれもあるけん、ちゃんと作らないかんぞといいましたら、作る作るということございまして、将来的には、ここらあたりもずっともう宅地ございまして、息子も、3人おりますんで、将来的には宅地を考えておるけど、今のところは野菜をすると、そういうことございまして、周辺には全く影響はないと考えております。

私のほうからは以上です。

この件につきまして、何か質疑、質問のある方、挙手ねがいます。

また〇〇くんは、ニラを作りまして、百姓でございまして、農業に従事する、今、ほとんど毎日やっております特に問題はないかなというふうに思います。

何かこの件につきまして、ないですかね。

この手前にちょっとだけ、小屋みたいなものがありまして、この畑との間にちょっとだけまた、土地があるわけですが、そこはまた別の人、〇〇さんでございまして、その人はまだ、孫の名義で名護の所有になっちゃんというので、まだ、おじいちゃんの名義になっちゃんということで登記ができないので、ちょっと、今回には間に合わんというように聞いています。

で、今回は1筆だけ部分の土地だけです。

何かないですか。

はい。〇〇さん。

〇〇委員

すいません。

私4ページか、2ページか。この図を見よってね、何か見やすいところとかを、書いてくれちゃったら、うんと見やすいがやけど。場所がわかりやすいがやけど。私は、わかりやすいんだけど。

議長 ○○の方ですが、高台のところからね、50メートルくらい道を○○のほうに行ったところ、左側におれる。
ちっちゃい、あそこあたりもう宅地になってますわね。
そこに新しい家が三、四軒ぐらい、今建っております。
その上です。ほとんどもう宅地になっておりまして、このあたり一画農地としてあるわけです。
ほかに何か質問、質疑ありませんかね。
ないようでしたら承認を受けたいと思いますが、いいですかね。
はい。
それでは、3条許可申請の1番につきまして、承認をされます方の挙手願います。
はい、挙手全員です。3条許可申請1番につきましては、承認されました。
続きまして3条許可申請の2番を事務局のほうから説明おねがいします。

事務局 はい。
1ページの第1号の番号2番のほうです。
こちらにつきましては、表にも書いてありますように再申請という形にはなっております。
以前、○○の○○として、申請がされていたものです。
その○○の一部につきまして作業道として、○○のほうが分筆道路として、土地のほうを分筆していたんですけども、以前の許可書を持って法務局のほうに手続に行ったところ、分筆の登記後でないと、後のうちの許可がないと、手続のほうがちょっと進められないということで、法務局のほうから指摘を受けたもので、今回再度、提出をいただいているところです。
内容につきましては、以前と変わりはありませんが、現時点ですれねちょっと登記簿の、法務局のほうの登記簿がまだ仕上がっていないということで、当初の予定では、本日の委員会のほうに間に合うように、提出をいただく予定ではありましたが、現時点で法務局のほうに申請をしているという状況なんですけども今後、ちょっと事務局のほうでも確認をさせていただいて、皆さんの了承を得た上で行いたいとは思いますが、今後その公図と、全部事項証明を提出いただいた日付で、許可証のほうを発行させていただきたいというふうに考えております。
その部分でちょっと皆さんの御了承をいただければと思っているところです。
事務局のほうからは、説明のほうは以上になります。

議長 はい。
今、事務局のほうから説明があるのか、以前、出てきておりましたような、そういうことでございますが、担当委員さんの方で何かあればお願いします。

はい〇〇さん。

〇〇委員 今回再申請ということで、私も現地には行っていませんが以前〇〇さんに話を聞いたときは、現状のままであと畑のままということでした。
現状も変わっていないようですので、問題はないと思います。

議長 これは、県のほうなが。

事務局 〇〇がですね〇〇から委託を受けて、土地のほうの対応をしております。

議長 〇〇から申請がでてきちょうがやね。

事務局 〇〇で〇〇の方です。

〇〇委員 〇〇さんの家の奥側をトンネル掘りようがやけど、谷に小さな砂防があつて水量が増えるということで、〇〇がその砂防ではいかんということで計画して、〇〇が手続きなどをしようみたいな。

議長 前回出てきて承認をもらうちょうわけですが、法務局のほうは、農業委員会の承認がなくてはいかんと、ということで、日付、承認の日付を、今日でなくて、あれに合わして出すと。そういうことやね。

事務局 予定では来週の月曜日には間に合うという確認ではいつているんですけども、それ以後の日付にさせていただきたいというところです。

議長 はい、〇〇さん。

〇〇委員 分筆いうがは、奥の砂防をやるのに、工事用の作業道をつけたいということながやろうか。その作業道と畑に分筆するということ。

議長 そうです。作業道と畑と分筆した後でないと、法務局のほうは、登記が受け付けできないと、そういうことでございますので何かほかにありますか。
ないですかね。

まあ県のほうの道路のときでございますんで、特に問題ないかと思ひます。ないようでしたら、承認を受けたいと思ひます。

3条許可申請2番、承認をされます方、挙手願ひます。

はい。挙手全員です。3条許可申請の2番につきましても、承認されました。

議長 議案第2号、形状変更につきまして事務局のほうから説明おねがひいたします。

事務局

はい。

今回、委員の皆様を開催通知とあわせて資料の1ページに記載のとおり議案第2号形状変更の報告事項という形で、予定をしておりました。

しかし、こちらの件につきましては、報告事項ということで、委員会の受理をもって行くと、許可という形ではないんですけども、あくまでも届出と受理のやりとりにはなりますが、あくまでもそれは、隣接地等のトラブルがないような形で、いくことが大前提と考えております。

今回、形状変更という形で対象の届出地のほうにかき上げをする予定となっていたんですけども、隣接地のほうからの方からですね、境界のほうが一部、未確定の部分があるということが、上がってきておりますので一旦、今回、申請届につきましてはですね取下げという形をとらせていただきたいと思いますと思っております。

今後、再度ですね周りの地権者の方と、話し合いをしていただいて合意話がまとまったら、再度形状変更なりの届出をしていただくということで、申請者の方とも話しておりますので、今回この2号議案につきましては、取下げという形で、させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

事務局からは以上です。

議長

議案第2号につきましては、境界がはっきりしないので取下げということでございますか。いいですかね。

はい。今回は、形状変更届は取下げということでございます。

議長

それでは、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、利用権の設定ですが、議案第3号、事務局のほうから説明おねがいします。

事務局

はい、議案第3号で御手元の、当日資料のほうに、お配りさせていただいております、議案第3号と書かれた資料をお願いいたします。

1ページ目の1番上からいかさせていただきます。

議案第3号、農用地利用集積計画、令和5年8月受付分、8月4日公告予定の、整理表の整理ナンバー5の22です。

貸付人は、〇〇の〇〇さん、借受人は、これは〇〇の、〇〇さん。

設定期間が、令和5年8月4日から、終わりが令和10年の8月3日を予定しております。

利用権を設定する土地としましては、3筆、〇〇、現況が田で面積は89㎡、作物としては水稲を予定してます、利用権としましては〇〇を予定しております。

2筆目が、〇〇で、現況田で面積が109㎡で、水稻で〇〇を予定しております。
3筆目が〇〇で、現況田で、面積が567㎡で水稻を予定しており、同じく、〇〇での設定の予定となっております。
これによって経営面積が、設定前は、966.61㎡が、設定後1731.61㎡となります。
再設定設定要件としましては、再設定の要件となっております。
利用権の申込みの詳細につきましては、ページ3、から4ページ目に、申出書と内容の設定の表がありますのでこちらが資料になります。
事務局のほうからは以上です。

議長

はい。
この5-22、3件合わせて、何か質疑、質問ありませんか。
〇〇ということで再設定ということもあるし、特に問題ないと思いますが、何かなければ、承認を受けたいと思います。
はい。
それでは、大方、5の22につきまして承認をされますから、挙手願います。
はい、挙手全員です。
この3点につきましては、承認をされました。
続きまして、5-23から5-28まで事務局のほうから説明おねがいたします。

事務局

そうしましたら5-23のほうからいかせていただきます。
貸付人が〇〇で〇〇さん、借受人が、同じく〇〇の〇〇さんです。
予定されている設定期間としましては、令和5年10月1日から、令和10年9月30日を予定しております。
利用権が制定される土地としましては、〇〇で現況畑で、農用地区域となっております。
面積は1149㎡で、作物としては、花となっております。
10アール当たりの貸賃としましては、〇〇円で種類としましては賃借権となっております。
経営面積の設定前の面積が2273㎡で、設定後の面積が3422㎡となります。
設定としましては再設定の案件となっております。
引き続きまして下の5の24番に移ります。
貸付人が〇〇、〇〇さんで、借受人が〇〇の〇〇さんです。
設定される予定されている期間が、令和5年8月31日から令和6年8月30日となっております。
利用権を設定され、設定する土地としましては〇〇、現況田となっております。
区域としては農用地区域となっております。
面積は1261㎡で作物は、水稻を予定しております。

10 アール当たりの賃貸賃としましては、〇〇で〇〇という形の予定となっております。
経営面積としましては設定前 5557.91 m²で、設定後の経営面積は 6808.91 m²の予定となっております。

設定の要件としましては再設定の案件となっております。

つきまして下の段の 5 の 25、貸付人が〇〇、〇〇さんで、借受人が、〇〇、〇〇さんで、
設定の期間、予定されて期間が、令和 5 年 9 月 1 日から令和 20 年 8 月 31 日です。

利用権を設定する土地としまして、〇〇。

て、現況は田です。

農用地区域となっております。

面積は 2923 m²で、作物はキュウリです。

10 アール当たりの賃貸は、〇〇円で賃借権となっております。

経営面積につきましては、設定前はなく、これにより 2923 m²の経営面積となっております。
設定としましては今回新規となっております。

下段の 5 の 26 に移ります。

貸付人が〇〇、〇〇さんです。

借受人が、〇〇で、〇〇さんです。

設定期間が、令和 5 年 9 月 1 日から令和 20 年 8 月 31 日で、設定する土地が、〇〇で、現
況は田となっております。

農用地区域になっております。

面積は 744 m²で、作物は胡瓜を予定しております。

10 アール当たりの賃貸が〇〇円、賃借権の、種類となっております。経営面積につきまし
ては、設定前はなく、これ設定後で 744 m²で、新規の設定となります。

下の 5 の 27 番に移ります。

〇〇で、貸付人が〇〇さんで、借受人が〇〇です。

設定期間が令和 5 年 8 月 4 日から、令和 15 年 8 月 3 日を予定しております。

他の設定する土地としまして、〇〇で現況は畑となっております。

区域としては農用地区域となっており、面積は 1176 m²となっております。

作物としましてはかんきつとなっております。

10 アール当たりの賃貸としましては〇〇円で、賃借権の種類となっております。

設定前の経営面積としましては 40 万 m²から、設定後 40 万 1176 m²で、設定としまして
は、新規となっております。

下の 55 の 28 番に移ります。

貸付人が、〇〇で、〇〇さんで、借受人が、〇〇で〇〇、〇〇さんです。

設定期間としましては、令和 5 年 7 月 31 日から、令和 15 年の 7 月 30 日、設定の利用権
の設定の土地としまして、〇〇で、現況としては田となっております。

区域としては、農用地区域となっておりまして面積は 187 m²、作物は水稻となっております。

す。

10 アール当たりの貸賃は、〇〇で種類といたしましては賃借権となっております。

経営面積につきましては設定前 66570 m²が、設定後 66757 m²となっております。

設定は新規の設定となっております。

以上で説明終わります。

議長 今、大方、5-23 から 5-28 まで、事務局のほうから説明がありました。
この件につきまして、質疑質問のある方お願いいたします。

議長 〇〇さんという人は新規就農者やないかね。これ〇〇さんとこのハウスを作る方やないかね。そしたら、次の〇〇さんも同じところ。
何か皆さんのほうでないですかね。
それでは承認を受けたいと思います。
5 の 23 から 5 の 28 まで、承認されます方、挙手願います。
はい、挙手全員です。
5 の 23 から 5 の 28 までは、承認をされました。
続きまして、5 の 29 から 5 の 31 まで事務局のほうから説明おねがいします。

事務局 はい。
2 ページの 5 の 29 から 31 までいきます。5 の 29、が、貸付人が、〇〇の〇〇さん、借受人が、〇〇で、その後の利用権設定後、〇〇さんのほうに再度利用権を設定するとなっております。
設定を予定している期間としましては、令和 5 年 8 月 7 日から令和 8 年 12 月 31 日までとなっております。
設定する土地としましては〇〇、現況は田となっております。
農用地区域となっており、面積は 1737 m²で、作物は水稻を、10 アール当たりの貸金は〇〇円で種類としましては、賃借権となっております。
経営面積につきましては、14363 m²から、設定後、16100 m²となります。
設定としましては新規の設定となります。
下段の 5 の 30 番に移ります。
貸付人としましては〇〇の〇〇さんで、借受人が、〇〇を経て、〇〇さんに利用権を設定いたします。
設定する期間としましては令和 5 年 8 月 7 日から令和 13 年 2 月 7 日、設定する土地としましては〇〇で、現況は田となっております。
農用地区域となっており、面積は 3008 m²です。
作物としましては、施設野菜ということです。

10 アール当たりの貸賃は〇〇円、種類としましては賃借権となっております。

経営面積は設定前、6162 m²が、設定後、9170 m²となります。

設定の種類としましては、新規の設定となります。

三つ目の5の31番です。

貸付人が、〇〇の〇〇さん、借受人が、〇〇を経て、〇〇さんに利用権を設定いたします。

設定の期間としましては、令和5年9月1日から、令和17年4月6日で利用権を設定する土地としましては、〇〇の現況が田で、農用地区域となっております。面積は2645 m²で、作物としましては施設野菜を予定しています。

10 アール当たりの貸賃としましては〇〇円で、その種類としましては賃借権となっております。

経営面積設定前は、新規のためありません。これによって、設定後2645 m²となります。

設定の種類としましては新規の関係となっております。

事務局のほうからは以上です。

議長 今、事務局のほうから、5の29から5の31までの説明がありました。
何かこの件につきまして、はい、〇〇さん。

〇〇委員 5の31の、〇〇ではなく、〇〇ではない。

事務局 計画書では、〇〇になってます。はい。
契約はそうですね県です。

議長 研修とか受け入れについては、〇〇がやりよるがやけど、その土地の利用権の設定については、〇〇を通しなさいと。
今まではその前年度まで、今まではもう直接、〇〇、うちの〇〇がやりよったけん。
今からは〇〇の〇〇が間に入ってやるようになっしょうがやね。
何かありませんか。
〇〇いう方は、たばこですね、後ろのほうにはたばこかいちょう。
また、両方作るけんね、両方かもしれん。
何かほかはないですかね。
ないようでしたら、承認を受けたいと思います。
5の29から5の31までにつきまして、承認をされます方、挙手願います。
はい、挙手全員です。
5、29から5の31までが承認されました。
議案第3号、全て承認ということでございます。

(午後 2 時 46 分終了)